

令和5年2月28日招集

第33回

定例総会議事録

加茂市農業委員会

第 33 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和5年2月28日午前9時30分から下記議案審議のため第33回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 99 号議案 令和5年度農作業等の協定料金の可否決定について
- 第 100 号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 101 号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 102 号議案 農用地利用集積計画に対する可否決定について
- 第 103 号議案 加茂農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君	2番 西村修市 君	3番 長谷川正典 君
4番 坂内長市 君	5番 佐藤愛子 君	6番 今井和幸 君
7番 飯岡佐治雄 君	8番 加茂重夫 君	9番 近藤サチ子 君
10番 吉村陽介 君	11番 渡邊繁明 君	12番 笠間栄一 君
13番 梅田守康 君	14番 坂上武久 君	15番 小柳成吾 君
16番 坂上辰彦 君	17番 増井敬治 君	18番 浅川和夫 君
19番 永井尚文 君		

○ 本日の会議に遅参した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君

本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 番場 勇君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久君
須田1番 高橋正明 君	須田2番 牛腸利生 君	

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 大竹 久範 君 次長 美原 暁君

<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>(開会時刻:午前9時30分)</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告いたします。</p> <p>出席が遅れる旨の連絡がありました農業委員は、1番 小池俊木君であります。</p> <p>ただ今の出席農業委員数は、18名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第33回定例総会を開会いたします。</p> <p>議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議がないようでございますので、11番 渡邊繁明君、12番 笠間栄一君を指名いたしますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>それでは議案の審議に入ります。</p> <p>採決につきましては、農業委員で行いますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。</p> <p>最初に、第99号議案</p> <p>「令和5年度農作業等の協定料金の可否決定について」を上程いたします。</p> <p>令和5年度農作業等の協定料金の原案作成につきましては、前回の定例総会におきまして、農政部に付託することとされておりましたので、農政部長から原案作成の経過及び結果について、報告をお願いいたします。</p> <p>16番 坂上農政部長。</p>
<p>16番(坂上辰彦君)</p>	<p>16番 坂上です。</p> <p>前回の第32回定例総会で農政部に付託を受けました令和5年度の農作業等の協定料金の原案作成について、去る2月14日に部会を開催し、部会員による審議を慎重に行いました。</p> <p>それでは、農政部の審議によりまとめた原案の内容を報告いたします。</p> <p>配布されている第99号議案令和5年2月14日農政部会原案「令和5年度農作業等料金について」をご覧ください。</p> <p>これが審議の結果、決定した原案です。</p> <p>改訂前の価格との比較した資料が事務局から配布されておりますので、あわせてご覧ください。</p> <p>作業料金のうち乾燥・調整作業に関しては燃料代や電気料の上昇に加え、乾燥機の価格の上昇幅が大きいことを踏まえつつ、もみ殻の処分の作業負担を反映した額に改定する必要があると判断し、1俵当たり120円増額し2,000円に改定することを決定しました。他の作業料金については、燃料費等の上昇はあるものの、近隣市町の作業料金と比較して大きな差が生じていないことから据置を決定しました。</p> <p>また、日当については、現行額が改定後の最低賃金を上回る額となっており、近隣市町と比較しても遜色ない額となっていることから、改定は行わず前年同額に据</p>

置くことを決しました。以上が農政部会で決定した協定料金の原案でございます。

なお、協定料金は契約金額を拘束するものではなく目安となる額を示しているものであり、受委託者双方の裁量によって決定することが望ましいという観点から実際の受委託契約では、この料金表の額を参考に受委託者双方がよく相談し、納得いく額で契約を締結していただくことが重要であると考えます。また、料金表にない作業についても同様に料金表の額を参酌し、受委託者双方で納得したうえで契約いただくことになると考えます。

案の内容については以上です。

議長(永井尚文君)

農政部会長の報告が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(しばらく声なし)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、農政部会が作成した原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、本議案は農政部会が作成した原案のとおり決定いたしました。

次に、第 100 号議案

「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の 2 ページをお願いいたします。

【議案第 100 号朗読後、説明】

番号1の譲渡人は高齢で介護施設に入所しており、農業後継者もないことから申請地の処分を希望し譲受人を探していましたが、この度、申請地が隣接する自宅等の売却を委託していた不動産事業者を介して譲受人が見つかったため、許可申請が行われたものです。

申請地は、天神林浄水場から北西に 250 メートル程の所に位置しており、譲渡人の住宅敷地に隣接して所在しています。

この申請について、許可の要件を満たしているか譲受人の経営状況を確認いたしますと、譲受人の世帯の経営面積は、許可要件の下限とされる 50 アールを上回っています。農業経営では、譲受人に年間 150 日以上の農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

以上によりまして、番号1の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可

の要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断されます。

つづきまして、番号2について説明いたします。

番号2の申請地のうち田は、これまで賃借権が設定され譲受人が耕作していました。譲渡人は市外に居住しているため所有している全ての農地の処分を希望しており、これまで申請地のうち田を耕作してきた譲受人と売買することを協議した結果、合意が整ったため許可申請が行われたものです。

申請地のうち畑は上下条集落内に所在しており、田は加茂郷地内に数カ所に分かれて所在しています。

この申請について、許可の要件を満たしているか、譲受人の経営状況を確認いたしますと、譲受人の経営面積は、許可要件の下限とされる 50 アールを上回っています。農業経営では譲受人に年間 150 日以上 of 農作業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

なお、この申請地の権利移転についても、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

以上によりまして、番号2の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、当該案件について譲受人から売買価格については、外部に漏らさない様に強く申し入れが行われておりますので、議案の取扱いには十分ご注意くださいすようお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われておりますので、その報告をお願いいたします。

1 番(小池俊木君)

まず、番号1について報告を、小池俊木委員お願いします。

1 番、小池です。

2月 14 日に浅川委員と、番号1の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

申請地は、譲受人の自宅の周りに隣接する畑でした。現在は、休耕の状態となっていました。雑草の伸びは少なく、これまで適正に管理が行われてきたことが確認できました。加茂郷の辺縁部に位置しているため、加茂郷地内の田の広がりと同様に隣接していますが、申請地とは段差で区分されており、現状で周辺の田の耕作に支障を生じている様子はなく、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上でございます。

議長(永井尚文君)

次に、番号2について報告をお願いします。

増井敬治委員。

17 番(増井敬治君)

17 番、増井です。

番号2の申請地について、井上推進委員と調査してきましたので報告いたします。

申請地のうち田は、全て加茂郷地内に所在しており、田面の状態から、これまで適正に耕作されてきたものと判断できました。

畑については、いずれも休耕の状態となっていました。これまで管理が行われてきたものと判断しました。五百刈の畑は山際に所在しており、周囲に農地はありませんでした。二本松の畑は、周辺に農地が所在していましたが、現状で周辺の畑の耕作に支障を生じている様子はありませんでした。

権利移転後も譲受人による適正な利用が見込まれ、申請地の所在位置や周囲の利用状況から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

議長(永井尚文君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第 101 号議案

「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の 3 ページをお願いいたします。

【議案第 101 号朗読後、説明】

番号1は、市内アパートに居住している借主が、父である貸主から実家に隣接する農地を借り受けて住宅を建築するために行われた許可申請です。

配布してある第 101 号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の1ページをご覧ください。

申請地は、図面上に黒く塗りつぶした位置となります。五反田集落内に位置しており、信濃川の左岸堤防の五反田橋の交差点から、北西に ■■■メートル程の所に位置しています。2ページの案内図をご覧ください。申請地は、貸主の住宅敷地の東側に隣接しています。3ページが申請地付近の更正図となりますので、ご覧ください。図面上で斜線が引かれている部分が申請地です。申請地は北側と南側の農地と同一の区画でしたが、今回の転用事業実施にあたって分筆されています。4ページが利用計画図となりますので、ご覧ください。事業計画では、299 平方メートルの敷地に、建築面積 79.49 平方メートルの住宅の建築、車2台分の駐車スペース 30 平方メートルを整備することになっています。5ページが建築を予定する住宅の平面図となります。

この申請案件について、農地転用に関する許可基準により確認しますと、まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、申請地の東側が農振農用地の広がりにつながっており、集団的に存在している農地の一部を構成していますので、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を許可しない農地として位置づけられていますが、申請案件の転用目的が集落に接続する住宅に供するための転用である場合は、例外的に転用許可可能であります。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載内容で融資により対応する計画となっており、金融機関から発行された融資予定証明書により、事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定月の翌月からすぐに工事期間が設定されていることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、住宅の建築面積と事業面積を転用計画面積の審査基準に照らしますと、事業面積が審査基準の範囲内にあることから妥当であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地に隣接する貸主の農地が隣接していますが、現地調査で事業実施に伴い接続する排水路の所在や現状で周囲への土砂等の流出がないことが確認されていること及び、土留めの設置、合併浄化槽による汚水処理及び既存の排水路を活用した雨水処理が計画されていることから、事業実施による周辺農地等への支障は生じないものと判断できます。

なお、土地改良区から申請地での転用許可実施については、さしつかえないとの意見が出されています。

以上によりまして、申請案件は、転用許可基準を全て満たすものと考えられます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

梅田委員をお願いします。

13番(梅田守康君)

13番、梅田です。

2月17日に小柳委員と現地の調査を行なってまいりましたので、その内容をご報告いたします。

申請地は貸主の住宅敷地の東側に隣接する果樹園でしたが、今回の事業実施のため既に果樹が伐採された状態となっていました。分筆した部分には杭が設置されており、申請地の位置を確認しました。申請地の北側と南側に貸主の所有する農地が隣接していましたが、高低差は無く、現状で申請地からの土砂等の流出は生じていない事を確認しました。事業実施にあわせ境界に土留めを設置する予定とされており、転用事業実施後も当該農地の営農への支障は生じないものと判断しました。また、申請地の東側には田が所在していましたが、申請地とは道路で区分

されており、耕作への支障は無いと判断しました。

計画では、住宅からの汚水は、合併浄化槽で処理した後に東側に面する道路の排水路へ放流される予定となっており、当該排水路の位置を確認しました。

以上の調査内容から計画どおりに事業実施された場合は、周辺農地等への支障は生じないものと考えられ許可相当であると判断しました。

報告は以上です。

議長(永井尚文君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(しばらく声なし)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第 102 号議案

「農地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

なお、XXXXXXXXXXは、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(XXXXXXXXXX退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の 4 ページをお願いいたします。

【議案第 102 号朗読後、説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和5年3月 10 日公告」の内容につきましては、次のページから各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第 102 号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

参考資料2の1ページの整理番号利-5-20 から 23 については、農地中間管理事業による利用権設定です。農地中間管理事業については、これまで、所有者から農地中間管理機構への貸付けは農用地利用集積計画で行い、農地中間管理機構から耕作者への貸付けは農用地利用配分計画で行ってきましたが、法改正により農用地利用配分計画が今年度末で廃止とされることになっているため、今回の権利設定から所有者から機構への貸付けと機構から耕作者への貸付けのどちらも同一の農用地利用集積計画の中で行う一括方式に移行しています。

参考資料2の6ページの(2)所有権移転関係は農地移動適正化あっせん事業によってあっせん委員から結び付けていただき成立した交換となります。

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君) 事務局の説明が終わりました。

7番(飯岡佐治雄君) これに対してご質問、ご意見はございませんか。

はい、7番飯岡ですけれども、102号議案のいちばん下で、[]さんの年齢が55になっているんですけども、今度、加茂地区であっ旋の機会が有るので、年齢が55じゃないんじゃないかと思っ、それだけ確認。

議長(永井尚文君) はい、事務局。

事務局(美原 暁君) 事務局 美原です。

飯岡委員、ご指摘のとおりで、年齢が誤っておりました。年齢の方が82になりますので訂正の方お願いいたします。すいませんでした。

2番(西村修市君) 2番西村です。

今の事に関連するんですけど、他2名で合計3名との交換なんですけれども、3分の1、3分の1、3分の1でちょうど[]さんと1999の数字と2人で併せて交換するという話で良いんですよ。

事務局(美原 暁君) はい、事務局 美原です。

そうですね。所有権を3分の1ずつ持つという形になりますし、[]さん他2名のところは、それぞれ3分の1ずつ所有権を持っておりまして、新しく[]さんが取得するところについては、それぞれ3分の1ずつの所有権で取得されるという形です。

2番(西村修市君) はい、わかりました。

事務局(美原 暁君) すいません。先ほどの、利用集積計画のいちばん最後のページで、年齢の方の誤りがありましたけれど、その他に従事日数のところも150になっていますが、250で訂正をお願いします。すいませんでした。

7番(飯岡佐治雄君) はい、7番飯岡です。

最後のページばかりで悪いんですけども、[]さんのあっせん譲受等候補者名簿いちばん右側の欄に何も無いというのはどういうことですか。

事務局(美原 暁君) 農業委員会事務局 美原です。

交換の場合は、片方があっせん名簿に載っていれば良いということになってまして[]さんの方に載っているのも問題ないです。

7番(飯岡佐治雄君) ありがとうございます。

議長(永井尚文君) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(永井尚文君) ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君) 挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

([] 委員着席)

議長(永井尚文君)

退席委員に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

次に、第 103 号議案

「加茂農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局長 大竹です。

議案の 5 ページの方をお願いいたします。

【議案第 103 号朗読後、説明】

農業振興地域整備計画は農業振興地域の整備に関する法律の規定により、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために市町村が定める総合的な農業振興の計画です。農業振興地域整備計画の中で将来的に農用地等として利用すべき土地の区域(農用地区域と言います。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分(農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地)を定めたものが農用地利用計画です。通常、農用地利用計画の変更は、事業実施者からの発意に応じて、当該変更が農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すると市町村長が認めた場合に変更を行うことになっています。

本案件は、事業実施者からの発意に対応することとした加茂市長から加茂市農業振興地域整備計画の変更を行なうことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第 1 項の規定に基づき、当農業委員会に意見を求めたものです。

変更内容は、開発事業者が農業経営に必要となる農舎を建築する用地を確保するため、農業振興地域整備計画の農用地利用計画で指定した農用地区域内の農地の用途区分を「農地」から「農業用施設用地」に変更するというものです。

第 103 号議案関係資料をご覧ください。加茂市長から提出された変更理由書です。1 ページの1「加茂農業振興地域整備計画の変更理由」に変更理由の詳細及び変更の必要性が記載されております。

【変更理由朗読】

資料2ページから5ページに変更箇所の位置、変更概要及び変更箇所の選定経過が記載されております。6ページをご覧ください。変更箇所の位置図です。図面上で表示した範囲で色付けしている部分が、農用地利用計画で指定してある農用地区域で、用途区分が「農地」に指定されています。今回、用途区分を「農地」から「農業用施設用地」に変更する箇所は、黒く塗りつぶしてある部分です。7ページに変更箇所附近の更正図がありますのでご覧ください。斜線で表示してある部分が変更箇所です。現況は、隣接地と同一区画の田となっていますが、今回の用途変更に合わせて分筆が予定されています。8ページが変更後の開発計画図です。

5ページをご覧ください。これは、農用地利用計画を変更するにあたり、満たさなければならない要件に適合していることを説明したものです。農業振興地域整備計画を変更するためには、農振法第 13 条第2項で規定された五つの要件を満たす必

要があります。

一つ目は、農用区域外の土地に事業適地がないこと。二つ目は、変更による農用区域内の農地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすことがないこと。三つ目は農用区域内で経営を行なう者の農用地の利用集積へ支障を及ぼさないものであること、四つ目は土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。五つ目は過去8年以内に土地改良事業が実施されていないことであります。今回の案件は何れも変更の要件に適合していると説明されています。

なお、用途変更が行われた後に転用許可申請が行われる予定となっておりますが、加茂農業振興地域整備計画で定められた変更後の用途区分に適合した転用事業となることから、転用許可に係る一般要件を満たすことができれば転用可能であると判断されます。

説明は以上であります。

議長(永井尚文君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

7番(飯岡佐治雄君)

はい。

議長(永井尚文君)

はい。

7番(飯岡佐治雄君)

7番 飯岡ですけれども、ちょっと教えてください。最後の方の図面の[]の白い部分は住宅部分か何がですか。

事務局(美原 暁君)

はい。

議長(永井尚文君)

はい、事務局。

事務局(美原 暁君)

ここは、用途指定が無い場所になっております。今は、[]の増築がされている場所となります。農地ではないです。

7番(飯岡佐治雄君)

用途指定なしですね。

事務局(美原 暁君)

はい、なしです。

7番(飯岡佐治雄君)

3ページの4番。「土地改良施設に支障がない様に」と書いて有ります。その前段で、住宅地に乾燥調製施設などが有ると、騒音が発生したり粉塵が発生したりして、今の場所から移転したいということですよ。

未指定の[]の白い所に何ができるのか分かりませんが、騒音とか粉塵とか、いずれ困るから、たとえばそこから何メートル離れるとか言うのはないですかね。

事務局(美原 暁君)

はい、事務局 美原です。

具体的に何メートルとかいう基準は示されていない形です。

議長(永井尚文君)

よろしいですか。

7番(飯岡佐治雄君)

たとえば、これがコメリの裏のところのもっと街よりの黒い線の隣、住宅の隣から道路一本挟んだところにこういったふうなのを作りますよと言った時には、どういものかな。

今までの住宅の場合と、すごく条件が良くなるから、それはそれで良いということになるのか、それとも住宅の人が、「わーとこの隣に、こんげんが来ると洗濯物干さんねですよ」とか、そういうのも出てくるのかなと。答えいらないです。

<p>議長(永井尚文君) 8番(加茂重夫君)</p>	<p>他にありませんか。 8番。 この、本人の所は、活性計画の地区ですね。 あと、こちらは農振農用地だから、そんな心配なんていらないと思いますけどね。 勝手に建物建てられないし、農振農用地だとね。そんな心配はいらないと思いますけどね。</p>
<p>7番(飯岡佐治雄君)</p>	<p>まあ、自分が言ったのもいろいろな考えが有って、いろいろな条件がいろいろ有ると思うんだよね。 さっき言ったのは、せっかく街のにぎやかな所から、環境を良くするために出てくる。そういう人の鼻をおっぼしるから、あんまり真剣に考えない方がいいのかな。 たまたま、自分が隣の住宅に住んでいた時に、後から来たのが悪いのか、最初に居たのが良いのか分かりませんが、そんな事も頭に入れておくのも良いのかなと。 以上です。答えは要らないです。</p>
<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>他にありませんか。 (「なし」の声あり)</p>
<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>ないようですので、農業委員による採決をいたします。 本議案について、やむを得ないものと認めるとして、市長に意見書を提出することに 賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)</p>
<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>挙手、全員でありますので、本議案は、やむを得ないものと認めるとして、市長に意見書を提出することに決定いたしました。 ありがとうございました。 以上で本日の議案は全部終了いたしました。 (議案審議終了午前11時8分)</p>
<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>これより、報告案件をお願いいたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局(大竹久範君)</p>	<p>はい、事務局長 大竹です。 議案の6ページになります。 【報告第1号朗読】 番号1は賃借人における耕作が困難となり、合意解約されたものです。賃借人から次の借受者の予定があるとの話をいただいています。番号2は賃借人を変更するために合意解約が行われたものです。番号3から5は同一の地域に所在する田ですが、水利の条件が悪いことから、賃貸人と賃借人の協議の上で合意解約されたものです。番号6は賃借人に売却するため、合意解約されたものです。</p>
<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>【報告第2号朗読】 報告は以上です。 事務局の説明が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。</p>

8番(加茂重夫君)

言いにくいんですけども、先ほどの報告案件の1号の3.4.5の件でございませうけれども、理由が「水利の条件が悪いため。」ということで、過去に今までに水利の条件が悪いという理由では、今まで私、何十年もやっていますけれど初めてでございませう。次の人は見つかっているのでしょうか。話、進んでないんですか。あんまりかわいそうで、本人がいなくてちょっと質問しにくいんですけども。

事務局(美原 暁君)

この報告案件のうち、5番は受け手の方が見つかっている状態ですが、あと3,4については地元の委員さん等から相手方を探していただいている状態です。

8番(加茂重夫君)

また、こう言ったケースがいっぱい出てきますね。やっぱり今まで相手がいるから何とか農業が成り立ってきたわけでございますので、なるべくこういうケースは気の毒でしょうがありません。

話は分かりますけれども、これから増えると思います。耕作者も条件の良い所、良い所と進んで行くとは思いますが、そういう相手にされない田んぼもかなり出てくると思いますので、皆さんで良く考えて、こう言うことができるべく無いようにしていかなければならないと思います。意見でございます。

議長(永井尚文君)

私も担当者に聞いたのですが、市とか県とかが入りほ場整備をやらないと、そういう水利関係をやらないとどうにもならない土地なので、市会でも県会でもんでもらわないとどうにもならない。個人ではどうにもならないような土地らしいです。

これは、梅田さんにも、市会に一生懸命働きかけるとか、県会に働きかけるとか、そうやって探っていないと、梅田さん本人の力ではどうにもならない。そういう結論に至りました。

8番(飯岡佐治雄君)

自分も、加茂さんや会長が言ったことで、気が付いた事をメモったんですよ。

で、この場所は猿毛の集会所から眺めると良く見える場所かなと思うんですよ。

例えば、これをやめて耕作放棄地になって巡回する時に、すぐく目につく場所じゃないかと思うんですよ。それで今、農林課の方で人・農地プランのアンケートとか聞き取りとか、そういうのをやっているんですよ。こういうふうな土地については、本人はこういうふうには書けば良いのかと思うんですよ。

加茂さんが言っているように、稲を作りたいんだけど水が来ないから駄目なんですよ。作れないんですよ。こういうふうな、もったいないような土地をもっと生かしていかないとダメなんじゃないかと思うんですよ。田んぼはこれから先も、水が無いとダメですし、そこに行く道路が無いとまた駄目なんですよ。ずーっと昔みたいに歩いて、そこに鍬を持って行けば良いと、そういうもんじゃ無いと思うので、個人がこうせいなんて言ったってダメだと思うんですよ。市会とか県会とか会長が言ったけれども、こういう土地を解消するにはどうしたらいいのかということで、農業委員会としても、市の方に話が出来ないものかと思うんですよ。こっちから見るようなすぐく良い田んぼばかりではないですよ。山の方に行くと山の陰とか全然ダメですよというような場所は、まだ仕方ないかと思うんだけど、さっき言ったような集会所から見てずっと見渡すところの良い場所が、このような理由で稲を作れませうと言うのは農業委員会としてもすぐく残念がと思うんですよ。

だから、農林課に働きかけて何とかするとか。

これが言いたかったんですよ。

議長(永井尚文君)	<p>だから、山へ入って、あの沢の水だとか、管理する予算を出してもらような働きかけをやらないと、国土保全だの何だのと言ったって絵空事になってしまう。もう少し働き掛けないと駄目なんじゃないかと。</p> <p>役人は口で言うのは簡単に言うのだけれども、実際に予算を配分するととなると、まず、しぶるしぶる。</p> <p>親身になってやってくれる議員が少ないので、もうちょっと沢の水だとか、水路だとか、そういう山道の補修だとかに金を出してもらえるような運動をしないと、山の方は大変だと思います。</p>
8番(飯岡佐治雄君)	<p>まあ、委員会として先回市長の方に、農政についてのいろいろな話をしたけれども、新聞に載っているのはライフルの射撃場とか一言しか書いていないんだけど、もっと加茂の基幹産業だからもっとな一。</p> <p>基幹産業が無いと子どもなんか増えないと思うんですよね。</p>
議長(永井尚文君)	<p>だから、目立つ運動をしないとダメなんじゃないかと思うようなところもいっぱいあります。たとえば、西校、廃校になった所に何かやろうとしているでしょう。あういう所に予算がガバガバ行くわけだ。なんでかと言うと、ものすごい運動をしているわけ。だから、農業委員会もちょっと目立たない仕事なんですけれど、もうちょっと市長にくっついてかかるようなところがないと。良いことばかり言ってもだめなんで。</p> <p>他に有りましたら。</p> <p>(しばらく声なし)</p>
議長(永井尚文君)	<p>ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたします。</p>
議長(永井尚文君)	<p>次に、事務報告をお願いいたします。</p> <p>令和5年1月31日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。</p> <p>(事務報告)</p>
議長(永井尚文君)	<p>【議案11 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】</p> <p>以上で事務報告が終わりました。</p> <p>報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
7番(飯岡佐治雄君)	<p>今、事務局の方で、女性委員の目標が30%で6人ですよとあります。東京とかで女性会議が有ると思うんですよね。今、2人しかいない。そういうので、よその農業委員会はもっと女性がいっぱいいるんですよという前提で、あの会議、この会議というふうに設けてるかもしれないんですよ。うち2人じゃかわいそうかなと思うことがあるんです。事務局が言ったように改選されますけれども、今後、改選後の女性の数の見通しが分かったらお願いします。</p>
事務局(大竹久範君)	<p>まだ、申込みの最中でして。</p>
7番(飯岡佐治雄君)	<p>確か申込み期間内の半分でお知らせし、また、終わったらお知らせしますよという話も有って。中間報告はどうかかと。</p>
事務局(大竹久範君)	<p>一応、ホームページにアップさせてもらったんですけど。中間では1人だったかと。</p>
8番(飯岡佐治雄君)	<p>近藤さんにちょっと聞きたいんだけど、女性の会議が何回かありますよね。参加するのに日程のやりくりって難儀いんですか。</p>

9 番(近藤サチ子君)

9 番 近藤です。

それで、改選も有ることですし、今回は何とかもうちょっと皆さんの御協力により女性を登用してもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ここに出席すると男性に圧倒されてなかなか意見が言えないんですよ。それを、何人かおられると堂々と言えるようになると思います。

次に、その他の所で聞こうと思っていたんですが、話してもいいでしょうか。

議長(永井尚文君)

どうぞ。

9 番(近藤サチ子君)

先ほど出た相続関係で、田んぼの譲渡とありますが、その中で、親御さんが相続で分散する形で、県外の人でも農業に携わらない人が相続しますよね。第三者の人から耕作してもらい、それもだんだん条件が悪くなった。次はどうしようかということもある。そういったうちに相続した人が亡くなる場合もあるんですよ。それがまた、農業と関係のない人が相続するのは良いんですよ。

事務局(美原 暁君)

相続に関しては農業者じゃなくても相続できます。

9 番(近藤サチ子君)

それで、その田んぼを相続したとしますよね。その人は、田んぼを買う権利は持っているんですか。

事務局(美原 暁君)

他の要件ですね。4 月から下限面積の要件が無くなるので、それ以外の要件が整えば権利取得が出来ないことは無いと思います。全部効率的に使うとか、常時従事されるかとか、地域との調和とか。

9 番(近藤サチ子君)

農家になれる資格はあるんですね。

事務局(美原 暁君)

要件が整えば。

議長(永井尚文君)

たまたま昨日、農協さんで税金の会合があったんですよ。そういう機会も農協さんでもやっていますので。

9 番(近藤サチ子君)

今聞いたところによると、大分幅が広がってきたようで。わかりました。ありがとうございました。

議長(永井尚文君)

他に。

(「なし」の声あり)

議長(永井尚文君)

無いようでありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第 33 回定期総会を終了いたします。

(閉会時刻:午前 11 時 54 分閉会)

令和5年2月28日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

1 1 番 委 員

1 2 番 委 員
